北海道告示第10303号

次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴 木 直 道

- 1 入札に付する事項
- (1) 契約の目的の名称及び数量

ア名 称 本庁舎空瓶等リサイクル業務(各1ケース・袋当たりの単価)

イ 予定数量 空瓶(白色) 1 ケース (50 💯)

42ケース

空瓶(その他)

1 ケース(50リン) 1 ケース (50 12) 1,056 ケース

261ケース

ペットボトル

1袋(90㎏)

6,248袋

(2) 契約の目的の仕様等

契約書(案)及び業務処理要領による。

空缶

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階サービスヤード

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道告示第10302号に規定する本庁舎空瓶等リサイクル業務に関する資格を有 すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階共用会議室 (送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課庁舎管理係)
- (2) 入札日時 令和6年3月18日(月)午後1時30分(送付による場合は、同月15日(金)まで に必着。)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなる おそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれ があると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 送付による入札の可否 認める。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低であるものを落札者とします。

- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。
- 10 契約書作成等について
 - (1) この契約は契約書の作成を要する。
 - (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること (消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総務部総務課庁舎管理係

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階 ウ 電話番号 011-204-5019 (ダイヤルイン)

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) その他

入札に参加する者は、この公告のほか別紙の入札心得及び委託契約に関する留意事項を承知すること。